



一緒に考えよう！「町制」と「市制」

第4回

「国勢調査と町の歩み」



大きく発展してきました。

人口の急増

「町制」と「市制」について5回シリーズで皆さんに紹介するコーナー、一緒に考えよう！「町制」と「市制」。第4回目となる今回のテーマは「国勢調査」です。

町から市になるためにはさまざまな要件があります。その一つに「人口5万人以上」という条件があります。この人口とは「最近の国勢調査による人口」のこと。そこで今回は、町の国勢調査人口の推移と町の歩みについて紹介します。

町の変ぼう

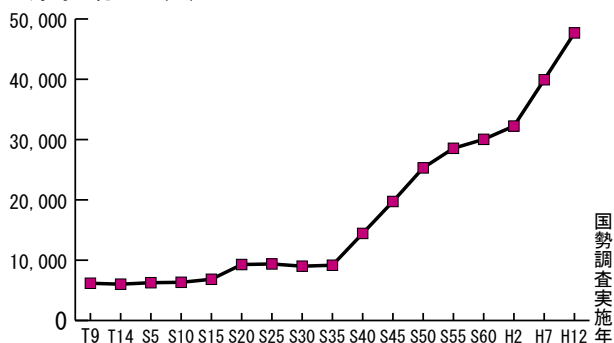
今から47年前の昭和33年4月1日「三好町」が誕生しました。町制に移行した後の最初の国勢調査人口は9,161人。現在のおよそ6分の1の人口でした。

その後、愛知用水の通水により発展の転機を迎えたわが町は、工業団地が造成・整備され、トヨタ自動車をはじめ多くの企業が立地しました。また名鉄豊田線の開通や三好ヶ丘ニュータウンの街びらき、東名三好インターチェンジの開通などにより、大

◆三好町の過去の国勢調査人口の結果

回	実施年	世帯数(世帯)	総人口(人)	男(人)	女(人)
1	大正9	1,304	6,175	3,094	3,081
2	14	1,249	6,021	3,011	3,010
3	昭和5	1,278	6,265	3,144	3,121
4	10	1,312	6,332	3,150	3,182
5	15	1,314	6,833	3,402	3,431
6	20	—	9,279	4,669	4,610
7	25	1,682	9,372	4,786	4,586
8	30	1,689	9,006	4,607	4,399
9	35	1,760	9,161	4,702	4,459
10	40	2,720	14,438	8,133	6,305
11	45	4,385	19,734	10,530	9,204
12	50	6,086	25,303	13,515	11,788
13	55	7,330	28,552	15,263	13,289
14	60	7,816	30,039	16,044	13,995
15	平成2	8,842	32,241	17,333	14,908
16	7	12,192	39,920	21,344	18,576
17	12	15,374	47,684	25,553	22,131

三好町の総人口(人)



人口5万人が条件

平成14年12月、わが町の住民登録人口は5万人を突破しました。そこで今年10月に行われる国勢調査は、市制施行の要件となる「人口5万人以上」という数値を把握する、特に重要な調査となります。

(平成7年)、4万7,684人(平成12年)と増加の一途をたどってきました。(左表参照)

この間、三好町では住民福祉の向上を第一に掲げながら「ゆとりと活気あるふれあいのまち」づくりを目指し、数々の施策の推進や施設の整備・充実を図ってきました。



▲従前地の状況で宅地並評価をし、宅地並み課税をします。

皆さんからの ご質問にお答えします

●市街化区域農地の課税はどうなるのか。

▲市になると市街化区域農地は、宅地並み課税となります。宅地の評価額からその農地に係る造成費を引いたものに3分の1を掛けたものが課税標準額になります。なお市になった初年度目の課税標準額は①前記の課税標準額に0.2の軽減率を乗じます(2年度目は0.4、3年度目は0.6、4年度目は0.8)。さらに各年②特定市街化区域農地とみなした課税標準額を算出し、①と②を比べて少ない額が実際の課税標準額になります。

(注1)課税標準額：税額を計算する基礎となる額で、課税標準額に税率を掛けたものが税額になります。

●区画整理事業の完了していない市街化区域農地の課税はどうなるのか。

【参考】

●特定市街化区域農地の税額の求め方

次の①または②のうちいずれか少ない額になります。

- ① 特定市街化区域農地の評価額×1/3×税率(1.4%)
- ② 前年度の課税標準額(前年度の賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした課税標準額)×表1に掲げる負担水準の区分に応じた負担調整率×税率(1.4%)

※②の額を計算する場合、負担水準が0.8以上の土地と負担水準が0.5以上で価格下落率が0.15以上の土地については、前年度の税額に据え置いた額となります。

また、新たに特定市街化区域農地となり、課税の適正化措置の対象となったものについては、上

記①に代わって次の式により算出します。

評価額×1/3×表2に掲げる率×税率(1.4%)

◆表1

負担水準 ^{注2}	負担調整率
0.4~0.8	1.025
0.3~0.4	1.05
0.2~0.3	1.075
0.1~0.2	1.1
~0.1	1.15

(注2)負担水準は農地の価額に3分の1を掛けて算定します。

◆表2

年度率	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目
	0.2	0.4	0.6	0.8

掲載予定号	テーマ
第5回 10月15日号	市と町の違いについて③

▶問い合わせ=市制準備室
 ☎(32)8013 ☎(32)2165
 ✉shisei@town.aichi-miyoshi.lg.jp

●皆さんの意見をお聞かせください●

「単独のまちづくり」を進める三好町では、「町制」と「市制」について広報6月15日号から5回シリーズで紹介し、町民の皆さんと一緒に考えていきます。今後のまちづくりについて考えてみませんか。

